アンケート調査票

項目1. 取引形態による区分

下記の表をご覧いただき、貴社の取引形態（ビジネスモデル）が該当する組み合わせ番号と同行にある回答欄の箇所に〇印を記入ください。（複数回答可）

【モデルパターン分類表】

組み合わせ番号	ホワイトラベル *1	価格の生成に利用するカバー取引先数*2	マリー（取引時間内）*3	顧客約定とカバー取引のタイミング*4		回答欄（回答する箇所の列）↓
1	該当せず	単数	あり	裁量	⇒	
2				後	⇒	
3				前	⇒	
4			なし	裁量	⇒	
5				後	⇒	
6				前	⇒	
7		複数	あり	裁量	⇒	
8				後	⇒	
9				前	⇒	
10			なし	裁量	⇒	
11				後	⇒	
12				前	⇒	
13	該当する	単数	あり	裁量	⇒	
14				後	⇒	
15				前	⇒	
16			なし	裁量	⇒	
17				後	⇒	
18				前	⇒	
19		複数	あり	裁量	⇒	
20				後	⇒	
21				前	⇒	
22			なし	裁量	⇒	
23				後	⇒	
24				前	⇒	

［上記の分類表上の注意］

*1 他の為替ブローカー（FX業者を含む）の管理する価格生成・約定の仕組みを利用し、自社の名称をもって顧客との取引を行う形態。親会社の仕組みを利用する場合を含む。

*2 取引価格の生成に際して利用するカバーレートの発信元であるカバー取引先の数。実際にカバー取引を行うカバー取引先数ではない。通常時において、特定のカバー取引先1社のレートを基にして顧客との取引価格を生成する場合を「単数」、価格生成の都度、複数のカバー先レートから選択あるいは合成した値を用いる場合を「複数」とする。

*3 日中、顧客との取引により生じる価格変動リスクに対してマリーをもってコントロールする仕組みを有している場合を「あり」、ない場合を「なし」とする。
日中における顧客との取引全量に対して原則としてすべてカバー取引を行っている場合は「なし」とする。
日中における顧客との取引の一部についてはカバー取引を行わず、対当する他の顧客との取引による建玉を利用して価格変動リスクを減殺することがある場合は「あり」とする。

*4 平時においては、顧客取引が成立した後にカバー取引を行う場合を「後」、カバー取引が先に成立したときに限り顧客との約定を行う場合を「前」、カバー取引を行うタイミングを顧客との取引成立の前後どちらでも行うことができる場合を「裁量」とする。
顧客の注文の到来前に、カバー取引を行って自己ポジションを持ち、顧客の注文に対して自己ポジションを対当させることができる場合は「裁量」とする。
STPなどの仕組みによりカバー取引の成立をもって顧客との約定が成立する場合は「前」とする。
ホワイトラベルの場合は、委託先業者の採用するカバー取引のタイミングをもって「裁量」「後」「前」のいずれかを選択する。緊急時の対応は考慮しなくてよい。

項目2. Prime Broker（PB）制度の採用の有無とその利用額

PB制度を利用していない場合は「0」、利用している場合はPBの数を記入ください。 ⇒

尚、PB制度を利用している場合、**別紙2**を使用し利用する其々のPB社名及び取引金額（単位：円）を記入して提出ください。

項目3. 自動売買ツールの提供の有無

提供している場合は「1」、してない場合は「0」を記入してください。 ⇒

提供している場合、「自社開発」、「他者提供」又は「両方」のいずれかを記入してください。 ⇒

「他者提供」（「両方」の場合は「他者提供」のものをいう）の場合、自動売買ツールシステムの名称等を記入してくだ ⇒

*1 自動売買ツールシステムの名称等の後にカッコ（半角）書きで他社（者）の名称も併せて記載してください。（例：ABCトレードシステム(ABC社)）

*2 複数ある場合は、名称ごとにカンマ（半角）で区切ってください。（2つのツールがある場合の例：ABCトレードシステム(ABC社),XYZトレーダー(DE社)）

項目4. 顧客へのAPI提供の有無

該当がある場合は「1」、ない場合は「0」を記入してください。 ⇒

項目5. カバー先との取引を約定毎に勘定記帳しているか、又はネットした結果を勘定記帳しているか？ ⇒

その他、カバー取引の記帳方針等について、その要点を解りやすく簡潔にまとめて記入してください。 ⇒

項目6. 通貨オプションの取扱い状況

通貨オプション取引を提供しているか

提供している場合は「1」、してない場合は「0」を記入してください。 ⇒

尚、提供している（1に該当する）場合は**別紙3**を使用し、本紙と合わせて回答、提出をお願いします。

備考欄

補足説明等が必要な内容等がある場合、右記に記入してください。 ⇒

※上記の別紙2及び別紙3の掲載は省略いたします。